

災害時における透析医療
確保に関する行動指針
(本編)

平成28年3月作成
(令和8年3月更新)
練馬区

はじめに

練馬区は、昭和57年度に練馬区災害医療運営連絡会を設け、災害時の医療体制の確立に取り組んできました。平成25年3月に策定した練馬区地域医療計画では、区四師会をはじめとする区内各関係機関と連携し、災害時の医療救護体制の確立を目標に掲げています。この目標の実現に向けて区は、医療救護所等の災害医療救護訓練等、様々な取組を推進しています。

人工透析には電力と多くの水を必要とすることから、ライフラインがストップした場合、医療機関は透析を提供することが難しくなります。慢性的な維持透析患者は定期的に透析を受けないと命の危険に関わります。そのためかかりつけの透析医療機関が被災した場合には、代替の医療機関での透析が必要です。発災初期の混乱の中で、透析を実施できる医療機関の情報をどのように収集するか、当該医療機関までの交通手段をどのように確保するかなど、災害時における透析医療の課題は多岐に渡ります。

この「練馬区 災害時における透析医療確保に関する行動指針」は、透析医療機関、透析患者、透析患者搬送団体、区のそれぞれが災害時にどのように行動し、透析医療を確保するかについて、基本的な手順をとりまとめたものです。慢性期の維持透析患者の命を守るため、策定にあたっては各団体の皆様方から貴重なご意見を多数頂戴いたしました。心から感謝を申し上げます。

指針に示したそれぞれの行動は、災害が起きた時間帯や場所、自身の状態によって多様に変化すると考えられます。そのため、各主体は平常時から準備を行うとともに、発災時に冷静に行動できるよう、備えを充実していくことが重要です。透析患者の命を守るために、この指針が有益となれば幸いです。

目次

I 練馬区災害時における透析医療確保に関する行動指針・・・P1

II 行動指針策定の背景・各団体の具体的行動

第1章	行動指針策定の背景	・・・	P6
1	行動指針策定の背景	・・・	P6
2	行動指針の概要	・・・	P6
第2章	透析医療機関の活動	・・・	P7
1	平常時からの準備	・・・	P9
2	情報の収集および伝達	・・・	P10
3	透析患者の受入調整	・・・	P12
第3章	透析患者の活動	・・・	P13
1	平常時からの準備	・・・	P13
2	災害発生時の行動	・・・	P14
3	透析医療機関の状況把握	・・・	P15
4	透析医療機関への移動	・・・	P16
5	災害時の食事について	・・・	P16
第4章	透析患者搬送団体の活動	・・・	P19
1	平常時からの準備	・・・	P19
2	情報収集および伝達	・・・	P19
3	透析患者の搬送	・・・	P20
第5章	練馬区の活動	・・・	P23
1	平常時からの準備	・・・	P23
2	情報収集および伝達	・・・	P23
3	透析医療の提供にかかる調整	・・・	P23
4	透析患者の搬送調整	・・・	P24
5	医薬品の調達協力	・・・	P24

I 練馬区 災害時における透析医療確保に関する行動指針

災害時には、「透析医療機関」「透析患者」「透析患者搬送団体」「区」（以下四者という。）が連携して、透析医療を提供するまたは受けられる環境を確保する必要があります。

そのためには、まずは四者それぞれが平常時から十分な準備をしておくことが必要です。そのうえで発災時には、「情報の収集および伝達」「透析患者の受入調整」「患者の搬送」というステップごとに、四者が連携して行動することが求められます。それぞれの基本的な行動や考え方を平常時から共有し、円滑な透析医療の確保を図ります。

※本指針は主に血液透析患者に対する対応を規定しています。腹膜透析患者については、練馬区における腹膜透析の基幹医療機関である順天堂大学医学部附属練馬病院の災害対応マニュアルに基づき対応します。

1 平常時からの準備

災害時においても迅速に透析医療を提供する体制を整えるためには、四者が平常時から十分な準備をしておくことが必要です。

① 透析医療機関（詳細：P9～）

- i) 自施設のレイアウト等に応じた災害時マニュアルの策定。訓練等の実施およびマニュアルの見直し。
- ii) 透析医療に係る物資の備蓄。災害時優先電話等の通信手段の整備。

② 透析患者（詳細：P13～）

- i) 災害時携帯物品の確認。（災害時透析患者カードやマイナ保険証など）
- ii) 災害時にとるべき行動および近隣の避難先の確認。
- ii) かかりつけ透析医療機関の災害時マニュアルの確認。

③ 透析患者搬送団体（詳細：P19～）

- i) 災害時マニュアルの策定および透析医療機関との事前調整等。

④ 練馬区（詳細：P23～）

- i) 行動指針の周知啓発および関連情報の収集。

2 情報の収集および伝達

災害時に最も必要となる情報は、かかりつけ透析医療機関における透析医療の継続可否状況です。

これは、ライフラインの被害状況や建物の損傷状況によって変わります。透析医療の確保の第一歩としてまずは、四者が情報を共有します。

① 透析医療機関（詳細：P10～）

- i) 自施設の被害状況、透析可否状況の情報伝達。
- ii) 他の透析医療機関の情報収集。

② 透析患者（詳細：P14～）

- i) 被災場所、状況等に応じた適切な行動。
- ii) かかりつけ透析医療機関の情報収集。

③ 透析患者搬送団体（詳細：P19～）

- i) 区内透析医療機関の情報収集。

④ 練馬区（詳細：P23～）

- i) 区内透析医療機関および専門医療拠点病院（東海病院）の状況把握。
- ii) 透析医療機関に関する情報の避難拠点への伝達。

3 透析患者の受入調整

施設の建物被害やライフラインの被害状況により、透析医療機関における透析が一定の期間不可能となることが考えられます。

透析が不可能となった医療機関の患者を、いつどの医療機関で受け入れるか調整を図ります。

① 透析医療機関（詳細：P12～）

- i) 透析医療機関同士で患者の受入調整。
- ii) 患者受入情報の更新および次回の受入調整への準備。

② 透析患者（詳細：P15～）

- i) 透析医療機関の状況確認。通信手段、透析開始時刻の把握。
- ii) 透析待機期間の長期化に備えた対策。

③ 透析患者搬送団体（詳細：P19～）

- i) 搬送ルート等の検討。

④ 練馬区（詳細：P23～）

- i) 透析医療機関間での患者受入れ調整に関する情報の収集。
- ii) 支援要請を受けた透析患者に対する受入調整。

4 患者の搬送

災害時においては平常時に用いている手段での通院が難しくなることが考えられます。公共交通機関や自家用車で通院できなくなった患者や、他医療機関で透析を受ける患者の搬送手段を確保します。

① 透析医療機関（詳細：P12～）

- i) 透析患者の搬送支援。

② 透析患者（詳細：P16～）

- i) 透析医療機関への移動手段の確保。

③ 透析患者搬送団体（詳細：P20～）

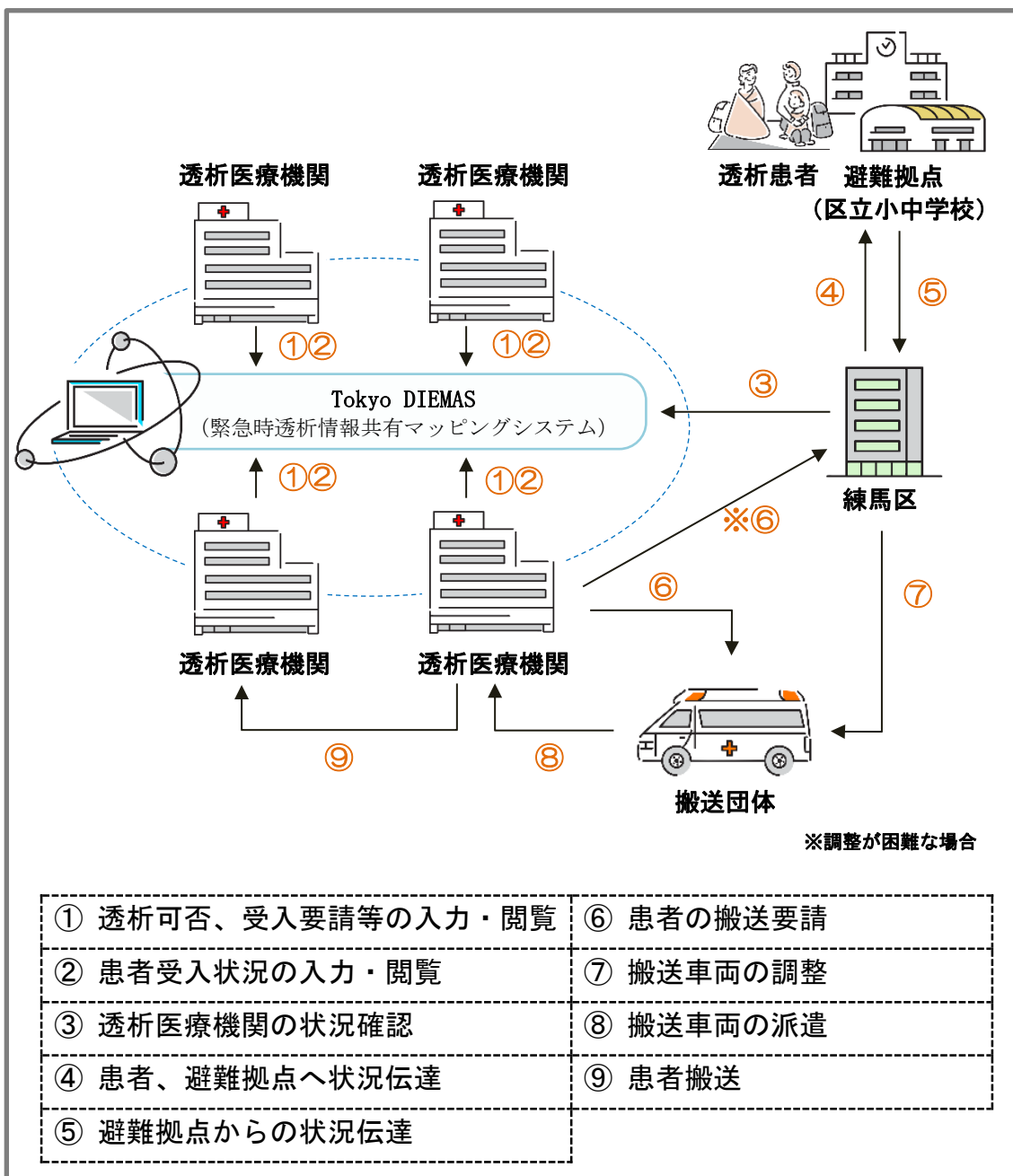
- i) 透析患者の透析可能施設への搬送。
- ii) 搬送団体間での患者搬送に関する連携・協力。

④ 練馬区（詳細：P24～）

- i) 支援要請を受けた透析患者に対する搬送手段の確保。
- ii) 広域搬送に関する搬送手段確保の要請。

5 透析医療確保活動のイメージ図

透析医療確保の全体フロー



Ⅱ 行動指針策定の背景・各団体の具体的行動

第1章 行動指針策定の背景

1 行動指針策定の背景

災害時における透析医療の確保のためには、透析医療機関における災害用設備の充実、情報収集手段や連絡手段の確保、かかりつけ医療機関で透析が受けられない場合の調整方法、患者の搬送方法などの様々な問題を解決する必要があります。それらの問題を解決するためには、各関係者の協力が不可欠です。

本指針の策定にあたっては、まず災害時の透析医療確保について3つのステップを設定し、各ステップにおける問題点や各関係者が取り組む事項を整理しました。それらを踏まえて各関係者の災害時における基本的な活動内容をまとめ、災害時における活動を共有できるよう本指針を策定しています。

2 行動指針の概要

① 透析医療確保活動における各ステップの目的

1 情報収集および伝達	透析医療機関の被害状況、透析可否状況などを共有します。
2 透析患者の受入調整	透析が受けられない患者を他の医療機関で受け入れるよう調整します。
3 患者の搬送	災害時の交通手段を確保します。

② 透析医療機関の活動

自施設の被害状況、透析可否状況を患者に伝えます。また、透析が不可能となった場合、他の透析医療機関と患者の受入れ調整を行います。

③ 透析患者の活動

かかりつけ透析医療機関の情報収集や透析医療機関への移動手段を確保します。また、災害時の食事に関する注意点を確認します。

④ 透析患者搬送団体の活動

透析医療機関や区と情報を共有します。災害時における患者搬送計画を作成します。

⑤ 練馬区の活動

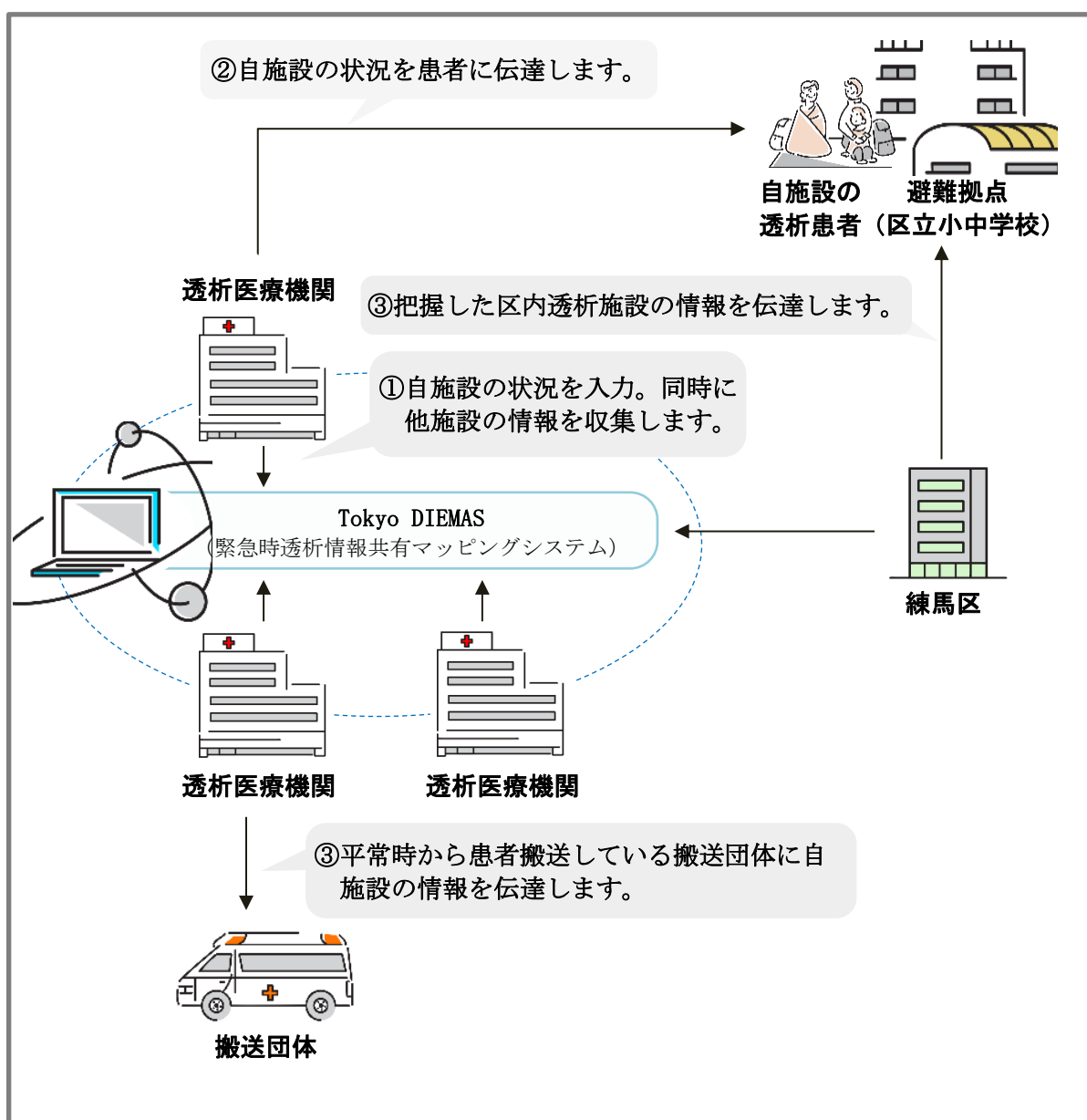
災害時における情報収集の方法や収集した情報の伝達方法について明らかにします。

第2章 透析医療機関の活動

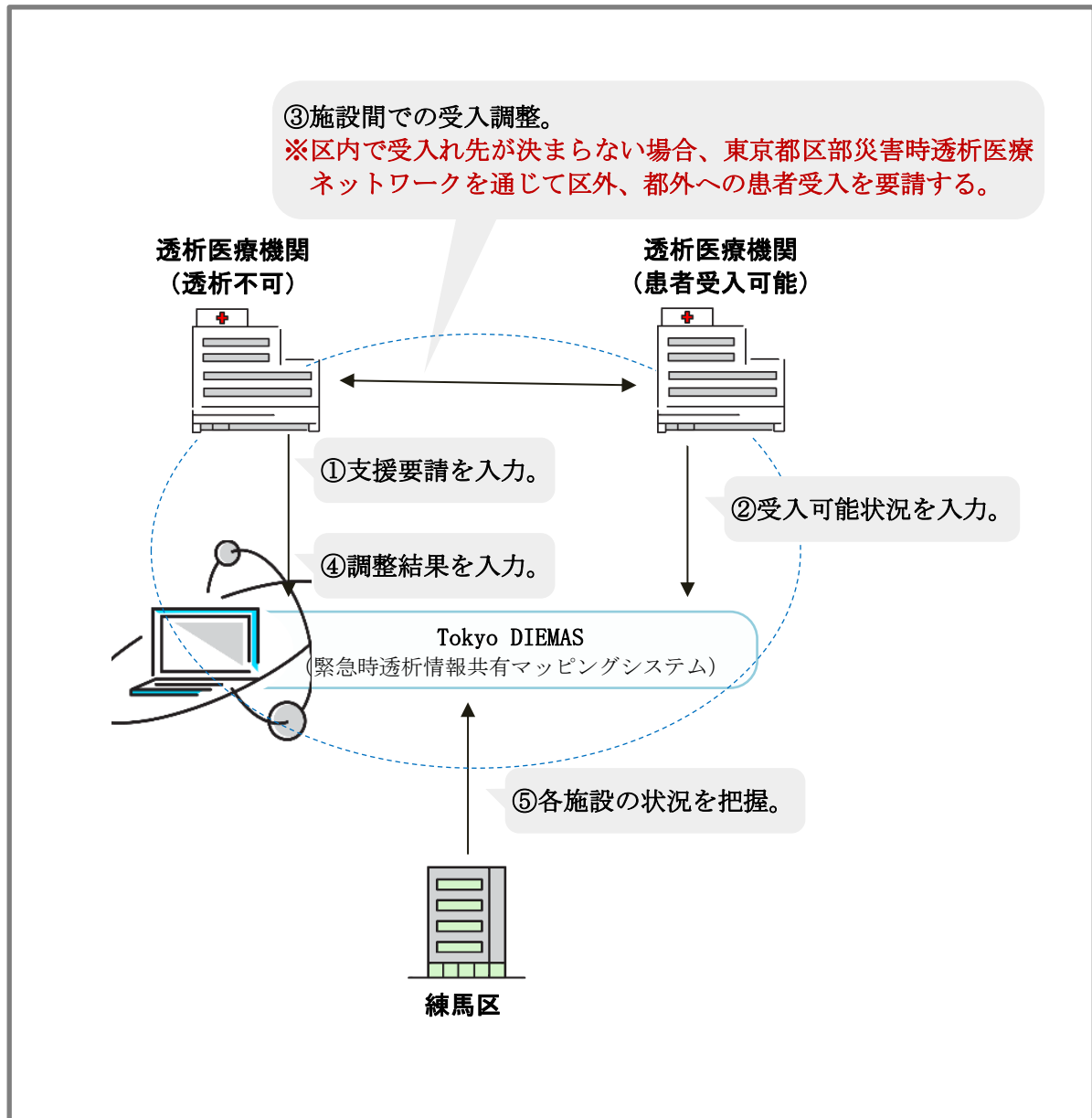
【ポイント】

- 自らの施設の被害状況を把握し、患者に伝えます。
- 透析が不可能となった場合、他の透析医療機関と患者の受入れ調整を図るなど、災害時透析医療の確保のための中心的役割を担います。

状況把握・情報連絡のフロー（透析医療機関）



透析患者の受入調整のフロー（透析医療機関）



1 平常時からの準備

災害の発生初期に、スムーズな初動対応を行うためには、平常時における十分な準備が必要です。

災害が発生した場合に備え、平常時から職員態勢の計画や災害時の行動計画の策定などの準備を行います。

(1) 災害時マニュアルの策定

災害時において適切な行動をとるために、透析医療機関は施設のレイアウト等に応じた災害時の行動マニュアルをあらかじめ定めておきます。

なお、マニュアルを策定した後は、訓練等を通じて適宜マニュアルの見直しを図ります。

【災害時マニュアルに位置付ける主な内容】

- ① 発災直後のスタッフ・患者の安全確保
- ② 自施設の透析医療提供体制の構築
- ③ 患者、他透析医療機関、区、透析患者搬送団体との情報連絡
- ④ 患者の受入調整
- ⑤ 患者の搬送手段の確保
- ⑥ 医薬品が不足した場合の調達手順
- ⑦ 復旧にかかる調整

(2) 物資の備蓄等

災害時には、ライフラインの被害状況や道路の通行状況等によって物資の供給が途絶える場合も想定されます。

平常時から以下の事項について対策を立てるとともに、訓練等を通じて随時見直しを行います。

【平常時からの対策事項】

- ① 水や医薬品、食糧などの物資および備蓄量の確保
- ② 備蓄場所の確認
- ③ ランニングストックの計画策定
- ④ 自家発電機や災害時優先電話などの設備の充実

2 情報の収集および伝達

透析医療機関が収集・伝達する必要がある情報は以下のとおりです。透析の確保のためには欠かせない情報であることから、透析医療機関は情報を迅速に収集し、適切に伝達することが求められます。

【透析医療機関が収集・伝達すべき情報】

- ① 自施設の建物被害やライフライン被害の状況
- ② 透析の継続可否
- ③ (継続可能の場合、) 他医療機関からの受入れ可能人数
- ④ (継続できない場合、) 他医療機関への受入れ要請人数
- ⑤ 患者搬送手段の確保の可否

(1) 患者への情報伝達

透析医療機関は自施設の被害状況や透析の可否状況を、自施設の患者に伝達します。災害時において情報を的確に伝達するためには、災害時の情報伝達方法を平常時から定め、患者と十分に共有しておくことが必要です。伝達方法については以下が考えられます。

【患者への情報伝達方法】

- ① 患者からの問い合わせ電話への応答
- ② 自施設ホームページへの記載
- ③ 災害用伝言ダイヤルの使用 (資料編参照)
- ④ 医療機関前の張り紙
- ⑤ 災害時優先電話の活用
- ⑥ 災害時連絡網の活用

(2) 透析医療機関同士の情報共有

各透析医療機関は自施設の被害状況や透析の可否状況を、次の情報共有システム等を用いて報告し、各透析医療機関の情報を共有できるようにします。

各透析医療機関は、復旧状況等に応じて、適宜情報を更新するとともに自施設の透析患者に対する透析の実施に向けた準備を進めます。

※情報共有システムの優先順位 ①＝②>③

①②の利用には費用負担があるため、③のみの利用も可とする。

① 東京都透析医会 Tokyo DIEMAS（緊急時透析情報共有マッピングシステム）

災害時における透析医療機関の被災状況や稼働状況等を共有するためのシステム。患者受入の要請、受入可能人数、派遣可能な職員数などを登録し、医療機関同士の調整に活用する。

各施設が登録した被災状況は、マップ形式で一覧化され、被災地域を視覚的かつ迅速に把握できる。また、施設ごとの状況は一覧表形式でも確認することができる。

URL：<https://tokyo-touseki-ikai.com/>



② 日本透析医会災害時情報ネットワーク

災害時における透析医療機関の被災状況や稼働状況等を共有するためのシステム。Tokyo DIEMASと同時に運用され、主に広域での支援において活用される。

URL：<https://www.saigai-touseki.net/>



③ 練馬区災害時用チャットシステム（Microsoft Teams）

①②が利用できない場合における情報共有システム。区内災害時医療機関・透析患者搬送団体ごとに専用アカウントがあり、個別またはグループチャットにより、被害状況等の共有や各種情報連絡を行う。また、患者受入調整等に係る連絡手段としても活用できる。

URL：<https://www.microsoft.com/ja-jp/microsoft-teams/log-in>

※専用アプリまたはWEBブラウザから利用する。



(3) 透析患者搬送団体への情報提供

平常時から患者を搬送している透析患者搬送団体に自施設の透析可否状況等を伝達します。自施設への患者搬送や他施設への患者搬送について搬送団体と連携して搬送体制を確立します。

(4) 練馬区への情報提供

透析医療機関は、Tokyo DIEMASおよび日本透析医会災害時情報ネットワーク（以下、両システムを「Tokyo DIEMAS等」という。）が利用できない場合、Microsoft Teams（練馬区提供のチャットツール）や災害時優先電話などを活用し、自施設の被害状況や透析医療の可否状況等について、練馬区に報告します。

【練馬区災害対策健康部連絡先一覧】

No.	連絡手段	アカウント名・番号等
1	Microsoft Teams	地域医療課（練馬区）
2	固定電話	5984-4673
3	メール	IRYOSHISETSU@city.nerima.tokyo.jp
4	FAX	5984-1211

3 透析患者の受入調整

透析医療機関は、自施設での透析の可否情報等をTokyo DIEMAS等に入力するとともに、透析が受けられない患者の受入調整を行います。Tokyo DIEMAS等を用いて他施設の状況を確認し、患者の受入調整を行います。

患者の受入調整が済んだ場合には、その旨をTokyo DIEMAS等に入力し、可能な限りリアルタイムで情報を共有します。

受入調整後の患者搬送については、平常時から協力している患者搬送団体や区と連携し、迅速な搬送を支援します。

区内の透析医療機関同士の調整で受入れ先が決まらない透析患者については、東京都区部災害時透析医療ネットワーク※を通じて区外あるいは都外への患者受入を要請します。

※東京都区部災害時透析医療ネットワーク

災害時における透析医療機関や透析患者の情報把握などを目的として東京都透析医会が組織しています。練馬区は区西北部ブロックに所属しており、ブロック長が区外あるいは都外への患者受入について調整・要請を行います。

第3章 透析患者の活動

【ポイント】

○かかりつけ透析医療機関で透析が受けられなくなった場合の対応を、あらかじめかかりつけ透析医療機関と取り決めておきます。

1 平常時からの準備

(1) 平常時の心構え

大きな災害に「いつ」「どこで」被災するかは誰にもわかりません。災害が発生しても落ち着いて行動し、適切に透析を受け続けるためには、日頃から、事前の準備を十分にしておくことが重要です。

【平常時からの備え】

- ① 「自助」「共助」の心持ち
- ② 災害時の情報連絡手段の確認
- ③ 「災害用伝言ダイヤル」の使用方法的確認や訓練の実施
- ④ 自宅から直近の避難拠点へのルートの確認
- ⑤ 災害時透析患者カード（※）、マイナ保険証などの携帯
※ 自分の透析条件を記載しているカード
- ⑥ 災害時にとるべき行動について、医療機関との問題認識の共有

(2) 災害時の情報連絡手段の確認

平常時に継続的に通院している透析医療機関（以下、「かかりつけ透析医療機関」という。）と災害時の情報連絡手段を確認しておきます。

【情報連絡手段の例】

- ① 医療機関への問い合わせ電話
- ② 医療機関ホームページの閲覧
- ③ 災害用伝言ダイヤルの使用
- ④ 医療機関での張り紙

(3) 近隣の避難場所の確認

自宅が被災した場合には、避難所となる近隣の区立小・中学校（以下、「避難拠点」という。）に避難します。自宅に近い避難拠点を確認しておくことが重要です。

透析医療機関や透析患者搬送団体の送迎を利用している方は、避難拠点へ移動方法等を確認しておきます。また、避難先に想定される避難拠点を、あらかじめかかりつけ透析医療機関や透析患者搬送団体に伝えておくことも大切です。

※避難拠点：避難所と防災活動の拠点を施設で、すべての区立小・中学校を指定しています。

(4) 透析医療機関の災害時マニュアルの確認

各透析医療機関は、医療機関ごとに災害時マニュアルを策定しています。自分がどのように行動すればよいか、透析医療機関のマニュアルを確認します。

2 災害発生時の行動

災害が発生した場合に取るべき行動は、被災した時間帯や場所などによって変わります。状況に応じた行動を取ることが重要です。

(1) 医療機関内で被災した場合

- i) 透析医療機関の災害時マニュアルや職員の指示に従い行動します。
- ii) 透析医療機関が自施設の被害状況を確認するために一定の時間を要します。次回の透析など、今後の対応に関する説明があるまで指示された場所で待機します。

(2) 自宅で被災した場合

1) 自宅での生活が可能な場合

- i) かかりつけ透析医療機関の状況を電話やホームページ、災害用伝言ダイヤル等（資料編参照）を使用して確認します。情報を得られなかった場合、透析医療機関に出向いて確認するか、近隣の避難拠点で情報を得ます。
- ii) 通院手段について確認します。平常時どおりの通院が難しい場合、かかりつけ透析医療機関に連絡して通院手段を確保します。
- iii) 患者同士の連絡網を活用して、情報を収集します。

2) 避難拠点へ避難する場合

- i) 災害時透析患者カード、マイナ保険証などを持参します。
- ii) 避難拠点で区内透析医療機関の被害状況を確認し、透析を受ける医療機関への通院方法を検討します。
- iii) 自力での通院が不可能な場合、まず、かかりつけ透析医療機関や平常時に利用している透析患者搬送団体へ連絡します。通院手段が確保できない場合や体調変化等により早期の透析が必要な場合には避難拠点到支援を求めます。

(3) 外出中に被災した場合

- i) 自宅に戻ることが可能な場合、自宅で被災した場合と同様に行動します。
- ii) 自宅に戻れない場合は、近くの透析医療機関もしくは避難拠点へ向かい、透析患者であることを申告して支援を仰ぎます。

3 透析医療機関の状況把握

透析医療機関の被害状況を把握する方法は、以下の2通りがあります。

(1) 透析医療機関からの情報収集

透析患者がかかりつけ透析医療機関と連絡を取り、次回の透析やその際の通院方法について確認します。

(2) 避難拠点での情報収集

区は区内透析医療機関の被害状況や透析の可否状況を収集し、区内98か所の避難拠点へ伝達します。

透析医療機関と連絡が取れない透析患者は、避難拠点で情報を把握します。

4 透析医療機関への移動

平常時とは通院の手段を変えざるを得ない場合に、透析医療機関への移動方法は以下の2通りがあります。

(1) 自宅から透析医療機関へ通院する場合

自身での通院が難しい場合は、かかりつけ透析医療機関へ連絡して通院手段を確保します。

(2) 避難拠点から透析医療機関へ通院する場合

自身での通院が可能な場合は、自ら医療機関へ向かいます。

自身での通院が難しい場合は、かかりつけ透析医療機関へ連絡して通院手段を確保します。なお、通院手段が確保できない場合には避難拠点へ支援を求めます。

5 災害時の食事について

災害時における人工透析の間隔日数は、災害の大きさや区内の透析医療機関の被害状況によるため、一概には示せません。

こうしたことから、災害時においては、透析患者は食事や水分摂取に十分に注意し、体調管理をする必要があります。

例えば食事療法では、エネルギーを確保する、塩分やたんぱく質をとり過ぎない、カリウム制限がある場合は果物や野菜・果汁100%のジュースを控えるなどが基本です。

『いざという時の「食」に備えて』（資料編参照）を参照。

透析患者はこれらを参考に、災害時の食生活について平常時から知識を深め、必要な備えをしておきましょう。

COLUMN

Q.災害時に大きな病院で透析を受けることはできますか？

**A. 順天堂大学医学部附属練馬病院
および練馬光が丘病院は、災害時には
重症患者の救急医療を優先する災害
拠点病院に指定されています。**

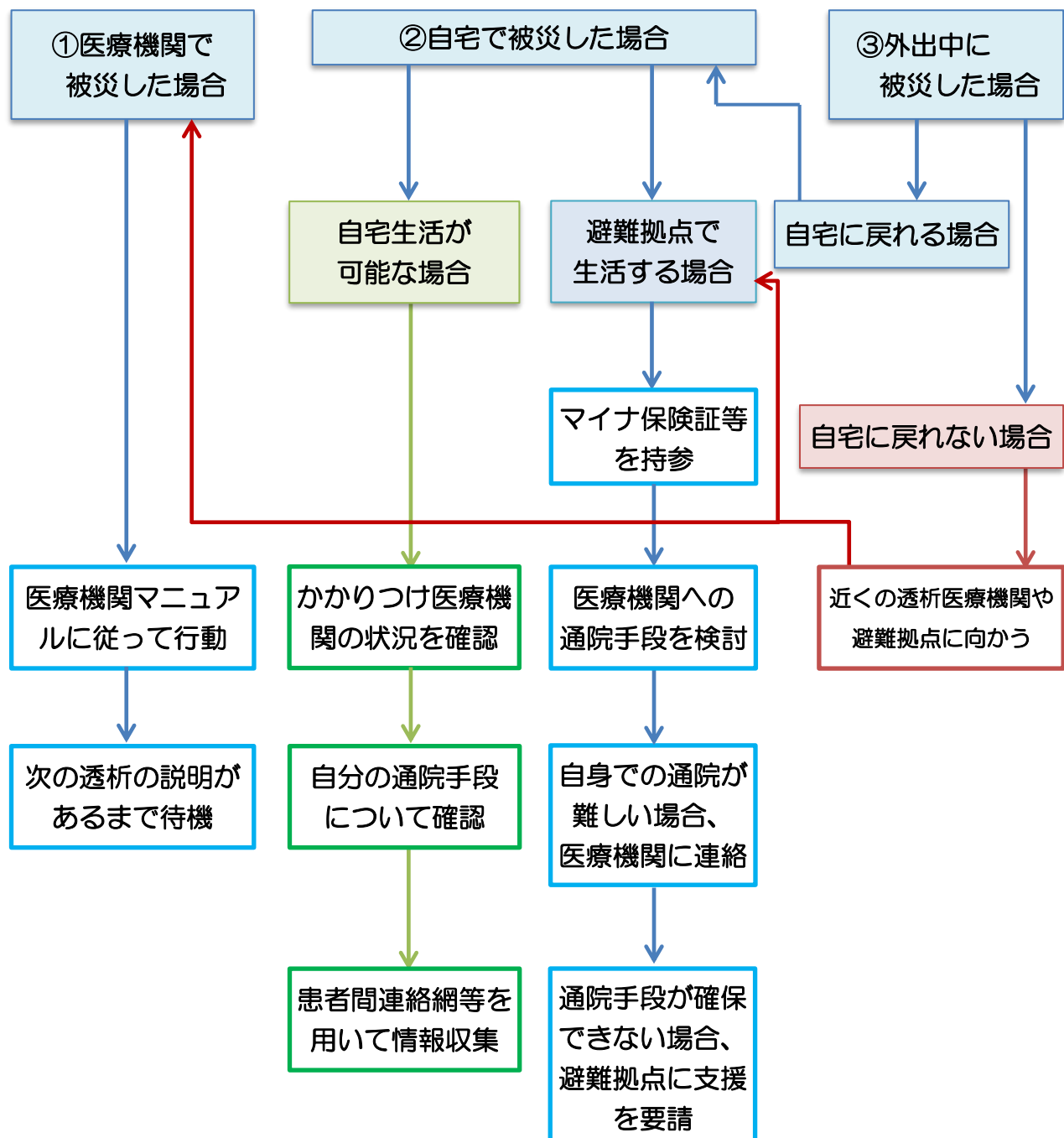
そのため、災害時に透析を受けることを目的に、上記の2つの病院に来院されても、原則として透析を受けること

はできません。かかりつけの透析クリニック・診療所での透析が最優先となります。

なお、災害時にも透析医療を継続するのは、東海病院（中村北）と各透析クリニック・診療所になります。

(資料編参照)

被災場所に応じたその後の行動フロー



MEMO

第4章 透析患者搬送団体の活動

【ポイント】

○平常時から透析医療機関や区と情報を共有し、災害時の体制を構築します。

1 平常時からの準備

透析患者搬送団体（以下、「搬送団体」という。）は、透析医療機関と透析患者をつなぐ重要な役割を担っています。災害時に透析患者の搬送が滞らないよう、平常時から災害時の体制等について、医療機関と情報共有しておく必要があります。

搬送団体は、運営主体によって行動内容等が異なるため、本行動指針においては、搬送団体を以下のとおり区分します。

- ・直営搬送団体：透析医療機関が直接運営する搬送団体
- ・民間搬送団体：民間団体等が運営する搬送団体

（1）直営搬送団体の場合

患者搬送のあり方等について、透析医療機関の災害時マニュアルに明記します。また、透析医療機関内の防災訓練等を通じて、適宜マニュアルを見直します。

（2）民間搬送団体の場合

平常時から患者を搬送し、協力関係にある透析医療機関（以下、「協力透析医療機関」という。）と、災害時における対応について、十分な調整をしておく必要があります。

2 情報収集および伝達

透析患者搬送体制を早期から確立し、迅速な搬送を行うため、搬送団体は次の情報収集および伝達を行います。

（1）透析医療機関との情報連絡

搬送団体の活動内容は、透析医療機関における透析の可否により変わります。そのため、まず透析医療機関の被害状況や稼働状況の情報収集に努めます。

直営搬送団体は、母体である透析医療機関と被害状況等を共有します。

民間搬送団体は、協力透析医療機関と連絡を取り合い、被害状況等を把握します。その際には、自団体の被害状況を協力透析医療機関へ伝達し、相互に情報を共有します。

【搬送予定の透析医療機関で透析が可能な場合】

透析医療機関または透析患者からの搬送依頼に備えます。

【搬送予定の透析医療機関で透析が不可能な場合】

透析が可能な他の透析医療機関（以下、「代替透析医療機関」という。）への搬送に備えて、透析医療機関と協議し、搬送体制を整えます。

（２）練馬区との情報連絡

自団体の運行状況について、利用可能な情報連絡手段を用いて、練馬区に伝達します。

※練馬区の連絡先はP12を参照

３ 透析患者の搬送

透析患者は、自宅に限らず避難拠点や一時滞在施設等に避難している場合があります。また、透析医療機関が被災し透析の実施が困難となる場合には、代替透析医療機関への搬送が必要となります。

搬送団体は、搬送元および搬送先が平常時と異なる場合があることを前提として、状況に応じて柔軟に対応することが求められます。

（１）通常搬送（平常時と同じ透析医療機関への搬送）

透析医療機関または透析患者からの搬送依頼を受けて、平常時と同様に透析患者の搬送を行います。透析医療機関または透析患者が搬送手段を確保できない場合、区が搬送要請を行うことがあります。

（２）代替透析医療機関への搬送

透析医療機関で透析の実施が困難となった場合は、透析医療機関からの搬送依頼に基づき、透析患者を指定された代替透析医療機関へ搬送します。医療機関が搬送手段を確保できない場合には、区が搬送要請を行うことがあります。

(3) 区からの搬送要請に基づく搬送

区から指定された避難拠点から透析可能な施設（専門医療拠点病院（東海病院）や区内透析医療機関）へ透析患者を搬送します。

透析患者本人が通院手段を確保できない場合や急な体調変化等により、早期の透析が必要な場合等を対象とした臨時的かつ緊急時の対応になります。

(4) 広域搬送（都外の透析医療機関への搬送）

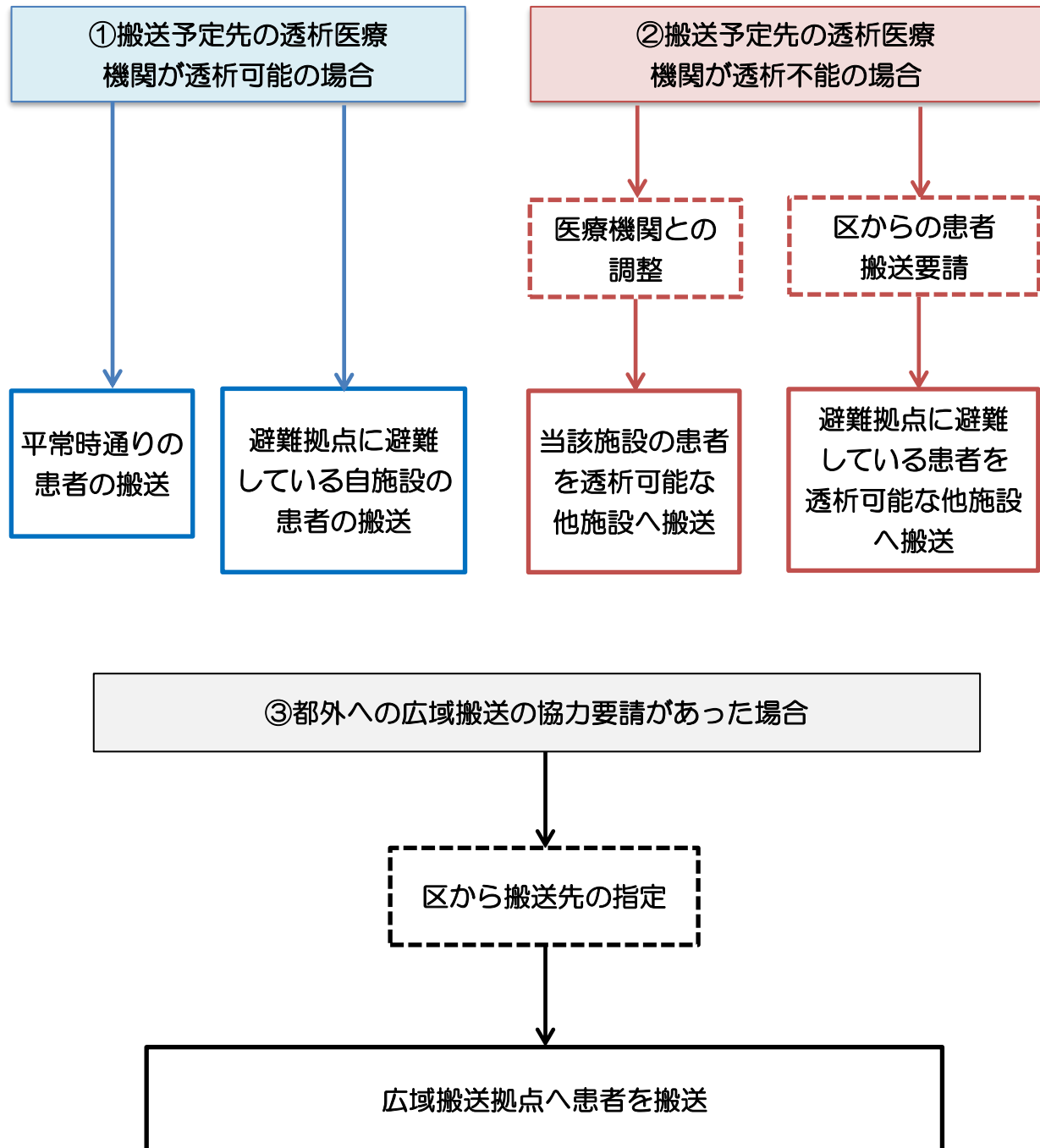
区から指定された集合場所（以下、「広域搬送拠点」という。）へ透析患者を搬送します。

なお、広域搬送拠点から都外の透析医療機関への搬送は、東京都が手配した搬送手段（バス等）により実施されます。

(5) 搬送団体間の協力体制

公共交通手段の運行状況や道路の交通規制等により、臨時的な搬送が必要となる場合や搬送車両、搬送態勢が十分に整わない場合があります。このような場合には、搬送団体間で協力し、対応を図ります。

透析患者搬送のフロー



第5章 練馬区の活動

【ポイント】

○区内の透析医療提供に関する情報を収集し、避難拠点等を通じて、透析患者に伝達します。

1 平常時からの準備

区は災害時に透析医療機関、透析患者、透析患者搬送団体（以下、「三者」という。）が適切な行動がとれるよう本行動指針の周知啓発に努めます。また、災害時の透析医療提供に関する国や東京都等の情報を収集し、必要に応じて三者と情報を共有します。

2 情報収集および伝達

災害時において的確な対応をするため、三者との迅速な情報共有に努めます。

（１）区内透析医療機関の状況把握

Tokyo DIEMAS等の情報を閲覧し、透析医療機関の状況を把握・分析します。

なお、緊急透析を担う専門医療拠点病院（東海病院）については、状況確認ができない場合、区が当該病院と直接連絡を取り、状況把握に努めます。

（２）避難拠点への情報提供

把握した透析医療機関の情報を区内98か所の避難拠点に伝達し、透析患者が情報を得られる環境を整えます。

（３）透析患者搬送団体の状況把握

透析患者を搬送する体制を確認するため、透析患者搬送団体の被害状況を把握します。

3 透析医療の提供にかかる調整

（１）患者受入状況の把握

Tokyo DIEMAS等の情報から各透析医療機関の患者受入れ調整の状況を把握・分析します。

(2) 避難拠点に避難している透析患者の受入れ要請

避難拠点にいる透析患者から支援要請を受けた場合、区は透析可能な施設（専門医療拠点病院（東海病院）や区内透析医療機関）に透析の実施および患者受入れを要請します。

4 透析患者の搬送調整

透析患者または透析医療機関が搬送手段を確保できない場合、区が搬送手段を確保します。（以下、「代理搬送調整」という。）

また、都外の透析医療機関への搬送（以下、「広域搬送」という。）時には、区が東京都と協議して透析患者の搬送方法等を調整します。

(1) 代理搬送調整の実施

避難拠点にいる透析患者または透析医療機関から支援要請を受けた場合、区は災害時協定に基づき、透析患者搬送団体と連絡調整し、搬送を要請します。

(2) 広域搬送時における搬送調整

区は東京都と広域搬送患者の集合待機場所（以下、「広域搬送拠点」という。）について協議するとともに、広域搬送拠点から都外透析医療機関への搬送手段の確保を要請します。

また、東京都との協議で決定した広域搬送拠点の場所を、透析医療機関、透析患者搬送団体に連絡します。

あわせて、区は、広域搬送透析患者リストを透析医療機関等の協力を得て作成します。

5 医薬品の調達協力

災害時には透析医療に必要な医薬品が不足することもあります。医薬品の調達は透析医療機関で行うことが基本ですが、調達の見通しが立たない場合には、区が東京都等に対して不足医薬品の供給を要請します。

練馬区 災害時における透析医療確保に関する行動指針

平成28年3月作成

令和8年3月更新

編集・発行 練馬区 地域医療担当部 地域医療課

所在地 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1

電 話 03-3993-1111（代表）

F A X 03-5984-1211